

家族構成の変動と家族関係が子ども虐待へ与える影響

—母親の家族内における立場に注目して—

ナカザワ カオリ
中澤 香織*

目的 子どもの虐待は、経済的困窮をはじめ親や子どもの障害や疾病、家族の関係など様々な困難が複合的に重なり合う問題であり、介入と防止の取り組みには家族の状況と背景にある社会を捉える視点が必要である。本研究は、家族構成の変動と家族構成員間の関係が子ども虐待へ与える影響を考察するため、家族類型による虐待の様相を捉えることを目的とする。

方法 調査は平成15年度に北海道内すべての児童相談所において受理された虐待相談件数のうち、5歳、10歳、14・15歳の129例を対象とし、各児童相談所を訪問した研究班メンバーが児童票から必要事項を転記するという方法で行い、個人情報保護が可能な形に整理できた119例を分析した。

結果 家族類型による虐待種別・虐待者の違いに家族の関係が表れていた。ステップファミリーでは継父による身体的虐待（45.8%）と性的虐待（20.8%）が多かった。実父母家族では実父による身体的虐待（21.2%）と実母によるネグレクト（33.3%）が多かった。母子家族では実母によるネグレクト（59.2%）が多かった。家族類型ごとの虐待の特徴には、母親の家族内における立場の違い、継父母と継子の関係形成の困難さ、夫婦関係における不均衡な力関係などの影響がみられた。

結論 虐待など家族内で生起する問題に関して家族の機能の低下が指摘されるが、家族構成員相互の関係に注目する必要がある。虐待がそれぞれの家族にある不均衡な力関係の下に起きていることを捉えていくことが介入と支援に不可欠である。

キーワード 子ども虐待、家族構成員の力関係、母親、社会経済的問題

I はじめに

子どもの虐待は、経済的困窮などの家族の抱える困難や子どもと親の障害や疾患という心身機能の状態など、多くの要因が重なりあう問題であるが、さらに親族・近隣とのつながりの有無、家族内の人間関係による葛藤などが関係している。そのため虐待の介入と支援、そして防止についての取り組みにおいては、家族の状況とその背景にある社会全体を捉える視点が必要となる。近年、子ども虐待のほか、高齢者虐待、

ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）など、家族のなかで起きる暴力が可視化され、家族の変容に注目が集まっている。しかし、ここでの家族の捉え方は、「何らかのニーズを持つ家族員を支える」という従来の家族役割が前提となっており、家族構成員間の関係を問う視点は十分とはいえない。

子ども虐待と家族内の変化の関連では、虐待が起こった家族において離婚・再婚など家族内の変動の経験を持つことが多いことがあげられるが¹⁾、離婚・再婚は親である大人が自らの人生を自由に選択する行為の結果であり、それ自体は否定されるものではない。また、家族の再

* 旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科准教授

形成の過程で起こる家族員の葛藤は、家族のなかで力の弱い存在である子どもに対して暴力という形で表れることがある。では虐待が起こる家族には、どのような家族構成の変動とそれに伴う関係の変化があるのだろうか。本研究では、家族構成の変動に伴う家族員間の関係と虐待への影響を探るため、家族類型による虐待の様相を分析し、虐待が生じた家族の状態を捉えていく。

Ⅱ 研究方法

(1) 調査対象と方法

調査は平成15年度に北海道内すべての児童相談所において受理された虐待相談事例のうち、受理時の児童の年齢が5歳、10歳、14・15歳の129例を対象として行われた。各児童相談所を訪問した研究班のメンバーが児童票から必要な事項を転記し、個人情報保護が可能な形で整理できた119例を分析対象とした。本研究では、家族内の変動と虐待の様相を捉えるために、119例を家族類型に分け考察した。

本調査の対象家族には婚姻関係の不安定さが顕著にみられ、119例中、92例(77.3%)に離婚歴がある。この離婚歴は調査時の家族が形成される以前のものが含まれているため、92例すべてがひとり親家族もしくは親が子連れで再婚したいわゆるステップファミリーではないが、虐待者の婚姻関係の不安定さという点において離婚歴を持つ親の割合の高さは注目すべきことである。本研究の主な分析は離婚・再婚など家族の変動と、そこにおける家族員間の関係に焦点を当てて行う。なお、ステップファミリーとは夫婦の一方あるいは双方が子どもを連れて結

婚・再婚したことによって形成された家族、つまり継親子関係のある家族のことをいう。

(2) 倫理的配慮

調査においては、児童相談所の相談記録から情報を整理し調査票に転記するに当たり、個人が特定されないよう情報を保護することに留意した。また内容から個人情報の保護が困難と判断された事例を分析対象から除外するなど配慮を行った。

Ⅲ 研究結果

(1) 家族類型

分析対象の全119ケースの家族類型は、母子家族49例(41.2%)、実父母家族33例(27.7%)、ステップファミリー29例(24.4%)、父子家族3例(2.5%)、祖父母と実父母家族2例(1.7%)、その他の家族3例(2.5%)であった。分析は前者の3類型を中心に行った。

表には示さないが家族類型別の家族の状況は、生活保護受給・非課税の他、解雇・失業や借金・多重債務・破産などの状況にある「経済的に困難・多少困難」と判断されるケースが多く、その割合は実父母家族63.6%、ステップファミリー75.9%、母子家族93.5%であった。

(2) 虐待種別と虐待者

家族類型別にみた虐待種別を表1に示す。全ケースの虐待種類別の割合は、身体的虐待38.7%、ネグレクト46.2%、心理的虐待8.4%、性的虐待6.7%であったが、家族類型別にみるとその割合には違いが表れ、そこから家族類型別の特徴がみえる。ステップファミリーでは、身体的虐待が55.2%と半数を超えていること、性的虐待も17.2%と他の類型に比べて割合が大きいことが特徴である。実父母家族の種別割合をみると、身体的虐待とネグレクトが多く、母子家族では、最も多いものはネグレクト59.2%であった。

表1 家族類型別虐待種別

	総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
総数	119(100)	46(38.7)	55(46.2)	8(6.7)	10(8.4)
ステップファミリー	29(100)	16(55.2)	5(17.2)	5(17.2)	3(10.3)
実父母家族	33(100)	14(42.4)	16(48.5)	1(3.0)	2(6.1)
祖父母実父母	2(100)	1(50.0)	1(50.0)	-	-
父子家族	3(100)	1(33.3)	2(66.7)	-	-
母子家族	49(100)	14(28.6)	29(59.2)	1(2.0)	5(10.2)
その他家族	3(100)	-	2(66.7)	1(33.3)	-

家族類型別の虐待者は表2のとおりである。ステップファミリーの虐待者では継父が18例(62.1%)と最も多い。ステップファミリーをさらに実母/継父型と実父/継母型に分けると、実母/継父型の虐待者は継父が75%実母20.8%、実父/継母型では継母80%実父20%となり、虐待者として継父母の存在がさらに強くみえてくる。実父母家族では、実父母が共に虐待者であるものが27.3%、実父が24.2%、実母が48.5%である。実母の割合が高いことは全ケースによる傾向と同様であるが、実父が虐待者であることは全ケースと比較して高い割合であった。母子家族の虐待者は89.8%と圧倒的に実母であった。

表2 家族類型別の主な虐待者

(単位 例、()内%)

	主な虐待者						
	総数	実父	実母	実父母	継父	継母	その他
総数	119(100)	15(12.6)	68(57.1)	10(8.4)	19(16.0)	4(3.4)	3(2.5)
ステップファミリー	29(100)	1(3.4)	5(17.2)	-	18(62.1)	4(13.8)	1(3.4)
継父実母	24(100)	-	5(20.8)	-	18(75.0)	-	1(4.2)
実父継母	5(100)	1(20.0)	-	-	-	4(80.0)	-
実父母	33(100)	8(24.2)	16(48.5)	9(27.3)	-	-	-
祖父母	2(100)	1(50.0)	1(50.0)	-	-	-	-
父子	3(100)	2(66.7)	-	1(33.3)	-	-	-
母子	49(100)	3(6.1)	44(89.8)	-	1(2.0)	-	1(2.0)
その他	3(100)	-	2(66.7)	-	-	-	1(33.3)

表3 家族類型別の虐待種別と主な虐待者

(単位 例、()内%)

家族類型 虐待種別	主な虐待者						
	総数	実父	実母	実父母	継父	継母	その他
ステップファミリー							
継父実母型							
総数	24(100.0)	-	5(20.8)	-	18(75.0)	-	1(4.2)
身体的虐待	14(58.3)	-	2(8.3)	-	11(45.8)	-	1(4.2)
ネグレクト	5(20.8)	-	3(12.5)	-	2(8.3)	-	-
性的虐待	5(20.8)	-	-	-	5(20.8)	-	-
心理的	-	-	-	-	-	-	-
実父継母型							
総数	5(100.0)	1(20.0)	-	-	-	4(80.0)	-
身体的虐待	2(40.0)	1(20.0)	-	-	-	1(20.0)	-
ネグレクト	-	-	-	-	-	-	-
性的虐待	-	-	-	-	-	-	-
心理的	3(60.0)	-	-	-	-	3(60.0)	-
実父母家族							
総数	33(100.0)	8(24.2)	16(48.5)	9(27.3)	-	-	-
身体的虐待	14(42.4)	7(21.2)	3(9.0)	4(12.1)	-	-	-
ネグレクト	16(48.5)	-	-	11(33.3)	-	-	-
性的虐待	1(3.0)	1(3.0)	-	-	-	-	-
心理的	2(6.1)	-	2(6.0)	-	-	-	-
母子家族							
総数	49(100.0)	3(2.0)	44(89.8)	-	1(2.0)	-	1(2.0)
身体的虐待	14(28.6)	1(2.0)	12(24.5)	-	1(2.0)	-	-
ネグレクト	29(59.2)	-	29(59.2)	-	-	-	-
性的虐待	1(2.0)	1(2.0)	-	-	-	-	-
心理的	5(10.2)	1(2.0)	3(6.1)	-	-	-	1(2.0)

注 虐待種別の割合は、家族類型総数で割っている。

(3) 家族類型別の虐待の特徴

次に実父母家族、母子家族、ステップファミリーの3類型における虐待者と虐待種別の関係を表3に示す。

ステップファミリーをみると、最も多い身体的虐待では虐待者は継父と実父、ほとんどが継父であった。性的虐待は、ケース数は多くないが割合は他の家族タイプの7、8倍となっており、その虐待者はすべて継父であった。このようにステップファミリーにおいては、継父による身体的虐待と性的虐待が多いということが特徴であった。実父母家族では身体的虐待とネグレク

トが多く、ほぼ同数である。身体的虐待の虐待者は父が多く、ネグレクトは母が圧倒的に多い。母子家族の特徴は、実母によるネグレクトが6割近くを占めることである。養育者が母のみであることから、身体的虐待においても実母が最大の虐待者である。

また、実母が虐待者である割合は、母子家族では89.8%と圧倒的に高い割合である。しかし、実父母家族においては48.5%とおよ半数であり、ステップファミリーでは20.8%とさらに少ない。

(4) ステップファミリーにおける虐待

ステップファミリー29例について虐待種類別に家族が抱える困難を表4に示す。最も特徴的なのは身体的虐待であった。障害・疾病、経済的困窮などの生活困難の割合は他の虐待種類に比べやや少ないが、DVや体罰によるしつけを容認することや、子どもは親に従い、妻は夫に従う等の家族規範が強い傾向があるなど、力で支配する父親の存在があり家族内の力の不均衡がみられた。

Ⅳ 考 察

(1) 社会経済的な家族の特徴と虐待

調査の全体報告²⁾では、虐待通告時の家族形態は父母子家族であったものが最も多かったが、本研究における家族類型の再分類によって、父母子家族と分類されていたうちの約半数が親の再婚によって再形成された家族、ステップファミリーであることがわかった。なお、このステップファミリーの内訳は、継父/実母家族24例、実父/継母家族5例であった。

また、本調査事例の家族は経済的に困難と判断される割合が高く、特に母子家族の経済状況は厳しかった。日本の母子世帯の貧困率は66%（平成16年）と極めて高いことが公表されているが³⁾、今回の調査事例においても同様であることがわかった。本研究においては、DV、夫婦不和などの両親の関係性に問題を持つケースは、母子家族48.9%、ステップファミリー44.8%、実母家族では60.6%であり、どの類型にも夫婦間の緊張や葛藤がみられた。

次に家族類型別の虐待者の特徴であるが、全ケースにおける虐待者は高い割合で実母であり、厚生労働省による平成20年度調査⁴⁾と同様の結果であった。しかし、本研究による家族類型別の虐待者をみると、実母は必ずしも最多の虐待者とはいえない。実母家族では実父の割合が全ケースと比較すると多く、ステップファミリーでは継父が虐待者であることが多いなど、家族類型による特徴から、これまで虐待者として最も多いといわれてきた実母以外の虐待者の

表4 ステップファミリーにおける虐待種別、虐待者と家族の状況

ID	種別	虐待者	生活困難	子どもの ¹⁾ 障害	親の ²⁾ 傷病	DV ³⁾	体罰の容認 ⁴⁾	強い家族規範 ⁵⁾
1	身体的虐待	実父	○	●	●	●	●	●
2		継父	○	●	●	●	●	●
3		継父	○	●	●	●	●	●
4		継父	○	●	●	●	●	●
5		継父	○	●	●	●	●	●
6		継父	○	●	●	●	●	●
7		継父	○	●	●	●	●	●
8		継父	○	●	●	●	●	●
9		継父	○	●	●	●	●	●
10		継父	○	●	●	●	●	●
11		継父	○	●	●	●	●	●
12		継父	○	●	●	●	●	●
13		継父	○	●	●	●	●	●
14		実母	○	●	●	●	●	●
15		継母	○	●	●	●	●	●
16	曾祖母	○	●	●	●	●	●	
17	ネグレクト	継父	○	●	●	●	●	●
18		実母	○	●	●	●	●	●
19		実母	○	●	●	●	●	●
20		実母	○	●	●	●	●	●
21		実母	○	●	●	●	●	●
22	心理的虐待	継母	○	●	●	●	●	●
23		継母	○	●	●	●	●	●
24		継母	○	●	●	●	●	●
25	性的虐待	継父	○	●	●	●	●	●
26		継父	○	●	●	●	●	●
27		継父	○	●	●	●	●	●
28		継父	○	●	●	●	●	●
29		継父	○	●	●	●	●	●

注 1) 子どもの障害：●障害あり
 2) 親の傷病：●障害、疾病あり、生活困難：●困難、○やや困難、-不明（生活保護受給・非課税のほかに解雇・失業や借金・多重債務・破産などの経済的困窮の状態）
 3) DV：●ドメスティックバイオレンスとその疑い、-不明
 4) 体罰の容認：●あり
 5) 強い家族規範：●子どもは親に従う、妻は夫に従うなどの意識が強い

実態がみえてきた。なかでも身体的虐待において父親が虐待者であることが多いことがわかり、さらに父のなかの継父の存在が浮かび上がってきた。

また、実母に注目すると、実母が虐待者である割合は母子家族で最も高いが、これは家族構成員が母親と子どものみであることから、家族が抱える問題や親子間の葛藤が直接子どもに向けられることが考えられる。さらに背景には母子家族の経済的困窮⁵⁾があり、圧倒的な不利によって子どもとの安定した生活を維持することの困難さがある。結果に示したように実母が虐待者となる割合が、家族類型によって大きく異なることは、女性が家族内においては他者との関係により役割が変わること、そして家族内における位置づけが子どもへの虐待に影響していることを推察させる。

(2) 家族における規範・力の不均衡と虐待の関係

本研究により、家族員間における問題が子どもの虐待を生じさせていることがみえてきた。「父親が稼ぎ母親は家事・育児を担う」「家族は父親に従う」などの家族規範を持つ親は、子どもを力で従わせようとする。親の決定による家族の再形成の過程で何ら選択権を持ち得ない子どもが、新しい親子関係に戸惑うことさえも、父親の威厳を示そうとする継父は力で押さえつけていく。こうしたメカニズムがステップファミリーの身体的虐待に強くみられた。虐待が起こった家族には、「子どもをしつけることができる良い親であるべき」という規範と、「子どもの成長には体罰が必要である」とする考えが強いことが児童相談所の記録から読み取れた。ネグレクト事例では、経済的困窮と親の養育能力の不足が重なって虐待へとつながることがうかがわれた。性的虐待は母親が障害・疾病を抱え家族内における力が弱まっているなかで、継父によって行われていることがうかがえた。

また、心理的虐待ではケース数は少ないが、虐待者がすべて継母であり、家族内での葛藤との関連がうかがえた。子どもとの良好な関係を形成できないことを直視できず、しつけに名を借りた暴力で子どもを遠ざけていた事例があった。継子との関係形成の難しさに加え、継母が持つ「良い母親であらねばならぬ」「母であるなら子どもと良好な関係を築けるはず」という意識が自らを追い込んでいた。そこには、新たな夫婦関係に表れる力の不均衡がさらに継母を追い詰め、虐待へ向かわせるという構図もあった。

さらに実母による虐待では、しつけには体罰が必要と考える継父の虐待に対し、自分の連れ子との養育縁組を負い目と感じ、実母が継父の行為を黙認もしくは助長するという事例があった。母親の虐待には、女性が家族内の関係において弱者となりやすい状況が現れており、その背景には家族規範と共に、女性が経済的に男性に依存せざるを得ないという社会の構造上の問題がみえてくる。継父による虐待が発覚した後にも、生活基盤を失うことを恐れて実母が離婚

を躊躇している事例はその典型であろう。

V おわりに

本研究では、虐待が起こった家族における家族員間関係に注目した。家族類型ごとの虐待の特徴には、家族内部の不均衡な力関係が関係していた。そこで起きる緊張や葛藤が、弱者である子どもに向かったという共通点が明らかになった。虐待をはじめとした家族が抱える問題に関して、家族の養育機能の低下など家族の変化が指摘されることが多い。しかし家族全体の変化を問うばかりではなく、支援においては家族構成員相互の関係に注目し、虐待がそれぞれの家族にある不均衡な力関係の下に起きていることを捉えていくことが求められる。

家族員間関係は、社会に存在する家族規範や性別による役割規範、さらに就労と稼得における女性の不利の問題など、社会の仕組みから影響を受けるものである。家族の理解には、その背景にある社会構造を同時に捉えていかなければならない。

なお、本研究は、平成20・21年度厚生労働科学研究（政策科学総合研究）「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」（研究代表者 松本伊智朗）の一部となるものである。本研究は、日本社会福祉学会第59回秋季大会において発表した内容に加筆したものである。

文 献

- 1) 松本伊智朗. 子ども虐待と貧困. 東京. 明石書店. 2008; 20-35.
- 2) 松本伊智朗. 子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究. 平成20・21年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究）. 2010.
- 3) 阿部彩. 子どもの貧困－日本の不公平を考える. 東京. 岩波書店. 2008; 55-7.
- 4) 厚生労働省. 平成20年度児童相談所における児童虐待相談対応件数等.
- 5) 厚生労働省. 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局. 2007.